令和4年度

工事監查報告書

八代市監查委員

八 市 監 第 2 8 7 号 令和 5 年 3 月 2 0 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様 八代市議会議長 成 松 由 紀 夫 様 八代市教育長 北 岡 博 様

八代市監査委員 江 﨑 眞 通 八代市監査委員 上 原 治 八代市監査委員 谷 川 登

令和4年度工事監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度の工事監査を実施しま したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施内容	2
6	監査の実施場所及び日程	2
7	監査の結果	3
8	まとめ	3

【添付資料】

令和4年度 熊本県八代市 工事監査技術調査結果報告書報告者 特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準(令和2年3月17日監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事に係る定期監査

3 監査の対象

監査の対象として、次に掲げる工事を選定した。

(1) 令和4年度 営工 第6号 第一中学校トイレ改修建築工事

工事担当課 営繕課

事業担当課 教育施設課

工事場所 八代市北の丸町1-29

契約金額 68,420,000円(税込)

受 注 者 有限会社 宮坂建設

工 期 令和4年6月3日~令和5年2月28日

(2) 令和4年度 営工 第7号 第一中学校トイレ改修電気設備工事

工事担当課 営繕課

事業担当課 教育施設課

工事場所 八代市北の丸町1-29

契約金額 8,404,000円(税込)

受 注 者 有限会社 ワコー電設

工 期 令和4年6月1日~令和5年2月28日

(3) 令和4年度 営工 第8号 第一中学校トイレ改修機械設備工事

工事担当課 営繕課

事業担当課 教育施設課

工事場所 八代市北の丸町1-29

契約金額 52, 305, 000円(税込)

受 注 者 藤本水道 株式会社

工 期 令和4年6月7日~令和5年2月28日

(4) 令和4年度 営工 第3号 植柳小学校トイレ改修建築工事

工事担当課 営繕課

事業担当課 教育施設課

工事場所 八代市植柳上町449

契約金額 50,600,000円(税込)

受 注 者 株式会社 米本工務店

工 期 令和4年6月7日~令和5年2月28日

(5) 令和4年度 営工 第4号 植柳小学校トイレ改修電気設備工事

工事担当課 営繕課

事業担当課 教育施設課

工事場所 八代市植柳上町449

契約金額 7,726,400円(税込)

受 注 者 株式会社 中村電機

工 期 令和4年6月6日~令和5年2月28日

(6) 令和4年度 営工 第5号 植柳小学校トイレ改修機械設備工事

工事担当課 営繕課

事業担当課 教育施設課

工事場所 八代市植柳上町449

契約金額 32,780,000円(税込)

受 注 者 有限会社 鍬先設備

工 期 令和4年6月8日~令和5年2月28日

4 監査の着眼点

当該工事に係る計画、設計、積算、契約、施工等が関係法令等に基づいて、適法かつ効率 的に行われているか、また、工事が現場の状況に適合した施工で安全性に十分配慮されてい るか、さらに、経済的に妥当であるかを主な着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

事前に当該工事の関係書類の提出を求め、予備調査を行うとともに、担当責任者等から説明を受けた。また、当該工事の現場に赴き、工事の施工状況、安全管理状況等の視察を行った。

なお、当該監査については、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、「特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット」と業務委託契約を締結し、専門家(技術士等)から専門的立場による助言及び提案を受けた。

(2) 監査の期間

令和4年11月18日から令和5年3月16日まで

6 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

八代市役所本庁301会議室

(2) 現地調査

当該工事の各現場

(3) 実施日程

令和4年11月18日

7 監査の結果

当該工事の計画、設計、積算、契約、施工等に関しては、重大な不具合もなく、概ね適正に 行われていたが、次の項目については、今後、検討すべき課題として留意していただきたい。 なお、詳細については、別添の「令和4年度 熊本県八代市 工事監査技術調査結果報告書」 を参考にしていただきたい。

◆打合せ記録簿の回覧について

打合せ記録簿が営繕課内で回覧されていなかった。

打合せ記録簿については、営繕課内で回覧し、承認や情報共有しておく必要があるため、 決裁を受けた上で供覧し、課内で情報共有していただきたい。

◆工事の安全確保について

作業区域に生徒の立ち入りを禁止する「立入禁止対策」が、一部の区域において十分ではなかった。作業区域を示すためにセーフティーコーンを置いてあるが、生徒の立ち入りが可能となっている。

バリケード式フェンスで囲うなど、学校や受注者等と協議しながら、更に適切な立入禁止 対策を講じていただきたい。

8 まとめ

今回の工事監査は、学校施設のトイレの洋式化や給排水管類の改修及び内装の改修について、経験豊富な技術士等による建設的な助言や提案を受け、対象工事の計画、設計、積算、契約、施工等の適法性の確保とコストの縮減による効率性向上、また職員の技術水準の維持向上を図ることを主な目的として実施した。

その結果、当該工事はおおむね適正に行われており、これは、工事を担当する職員が日々職務に精励された努力の成果である。

なお、一部において技術士から業務を改善するための助言や提案があった事項について は、今後、留意していただきたい。

公共工事においては、事業の実施に伴う多様かつ固有の条件やリスクに適正に対応できるよう高いレベルの知識や経験が要求されることになる。

今後は、当該工事担当者だけでなく、課内で広く情報共有を図り、職員全体の技術水準の向上につなげるとともに、本市発注の公共工事の品質確保、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな市民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与することを期待するものである。

令和4年度

熊本県八代市

工事監查技術調查結果報告書

• 調査対象機関名

熊本県八代市

• 調査実施日

令和4年11月18日(金)

• 調查報告書提出日

令和4年11月29日(火)

· 調査場所

八代市役所301会議室及び当該工事場所

· 監查執行者

代表監査委員

江﨑 眞通

監査委員

上原 治

監査委員

谷川 登

• 調査立会者

監查委員事務局 局長 澤井 光郁

ほか事務局職員

· 技術調査実施組織

特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

• 調査実施報告者

吉川 正

技術士 (建設部門)

廣山 美佐志 一級建築士

〒812-0053 福岡市東区箱崎五丁目11番3-801号 特定非営利活動法人 西田本建設技術ネット 代表理事村田博

代表理事	査読	理事事務局長
村田博美	中村拓三	吉川正
村田	OR S	(E)

I 調査の概要

【調査方法】

令和4年度八代市工事監査において、教育施設課(事業担当課)と、営繕課(工事担当課)によ り実施された当該工事について、令和4年11月18日に、技術士と一級建築士が技術調査した 結果を報告するとともに、調査によって得られた改善のための技術的事項を助言する。

Ⅰ 調査の概要、Ⅱ 調査結果総括、Ⅲ 技術調査結果に分けて記述する。

技術調査の対象工事に関しての事業計画、設計、積算、工事発注・契約、施工、監督、検査等 に係る事項について、技術的観点から午前中に書面調査、午後には現地調査を実施した。

技術調査の着目点は、①事業の必然性、②設計の合理性、③積算の根拠性、④特記仕様書等の 運用性、⑤工事契約の合規性、⑥工事監理の適切性、⑦工事の安全性確保である。

調査に際しては、担当部署の担当者から説明を受けた。

【調査対象工事】

営工第6号 第一中学校トイレ改修建築工事

工事場所

:八代市北の丸町1-29

工事担当課

: 営繕課

事業担当課

: 教育施設課

設計金額(稅込) :69,251,600円

契約金額(税込) : 68, 420, 000円 (落札率98.80%)

工期

:R4. 6. 3~R5. 2. 28

受注業者

:有限会社 宮坂建設

工事進捗率

: 43% (R4.10.1現在)

2 営工第7号 第一中学校トイレ改修電気設備工事

工事担当課

: 営繕課

事業担当課

: 教育施設課

設計金額(税込):8,576,700円

契約金額(税込) :8,404,000円 (落札率97.99%)

工期

 $: R4. 6. 1 \sim R5. 2. 28$

受注業者

:有限会社 ワコー電設

工事進捗率

: 43% (R4.10.1現在)

3 営工第8号 第一中学校トイレ改修機械設備工事

工事担当課

: 営繕課

事業担当課

: 教育施設課

設計金額(税込) :52,492,000円

契約金額(税込):52,305,000円 (落札率99.64%)

工期

: R4. 6. $7 \sim R5$. 2. 28

受注業者

: 藤本水道 株式会社

工事進捗率

:43% (R4.10.1現在)

4 営工第3号 植柳小学校トイレ改修建築工事

工事場所

:八代市植柳上町449

工事担当課

: 営繕課

事業担当課

: 教育施設課

設計金額(税込) :51,085,100円

契約金額(税込) :50,600,000円 (落札率99.05%)

工期

 $: R4. 6. 7 \sim R5. 2. 28$

受注業者

: 株式会社 米本工務店

工事進捗率

: 43% (R4.10.1現在)

5 営工第4号 植柳小学校トイレ改修電気設備工事

工事担当課

: 営繕課

事業担当課

: 教育施設課

設計金額(税込):7,915,600円

契約金額(税込) :7,726,400円 (落札率97.61%)

工期

: R4. 6. $6 \sim R5$. 2. 28

受注業者

: 株式会社 中村電機

工事進捗率

:40% (R4.10.1現在)

6 営工第5号 植柳小学校トイレ改修機械設備工事

工事担当課

: 営繕課

事業担当課

: 教育施設課

設計金額(税込) : 33, 278, 300円

契約金額(税込) : 32, 780, 000円 (落札率98.50%)

工期

:R4. 6. 8~R5. 2. 28

受注業者

:有限会社 鳅先設備

工事進捗率

:40% (R4.10.1現在)

Ⅱ 調査結果総括

市民が公共工事に求める①品質(Q)、②コスト(C)、③工期(D)の"需要の三要素"で評 価する。

①品 質: トイレ改修の品質とは、利用しやすさ、清潔さ、美観等の性能であり、工事現場で はその性能が実現できている。

②コスト: 工事費用に関する調査では、積算内容は適正であり、現状の流用などのコスト縮減

がなされており、適切なコストが実現できている。

③工 期: 工程管理が適切であり、当初の工期内に竣工見込みである。

品質、コスト、工期ともに良好である。

Ⅲ 技術調査結果

1 営工第6号 第一中学校トイレ改修建築工事





(1) 工事の概要

①工事内容

第一中学校のトイレ改修に係る工事のうち、建築工事を行うもの。

【新設】棟番号、位置

1-2棟(教室・準備室棟) :3階生徒用トイレ

・20-1棟(教室棟) :3階生徒用トイレ

・23-1棟(管理棟) :3階多目的トイレ

【改修】棟番号、位置

・2棟(便所棟) :1階・2階生徒用トイレ

・20-1棟(教室棟) :1階多目的トイレ、1階・2階生徒用トイレ

・28棟(便所・廊下棟) :1階・2階生徒用トイレ

・43棟(便所棟):1階職員トイレ

・46棟(屋外便所棟) :1階屋外トイレ

②設計 有限会社 COZY

選定方法 : 指名競争入札

設計業務委託: 5,445,000円 (税込)

(電気設備工事、機械設備工事も包含)

③工事監理 直営

④契約年月日 令和4年6月2日

(2) 事業の必然性について

現在のトイレは設置後長い年月が経過しており、改修の要望が出されていたこともあり、改修を実施する。老朽化に伴うにおいの発生や配管等の詰まりなども発生している状況であることから、健康面・衛生面に加えて、バリアフリー化等の機能面において、トイレ環境の改善が求められている。そのため、トイレの洋式化や、給排水管類の改修及び内装の改修を行うものである。「①事業の必然性」は確保されている。

(3) 設計の合理性について

設計の内容では、次のことに留意している。①現在の生徒数に対して必要な便器数を算定し、 和式便器をすべて洋式化する。②棟内床を湿式から乾式に変更する等抗菌効果を高め、感染症対 策に配慮する。

設計協議簿が見当たらない。設計業務では設計者と発注者の協議に際して協議事項を記載し、 設計者の要望事項を記載し、発注者の回答などの協議内容を記録に残す必要がある。

打合せ記録簿があるが、書類は営繕課内で回覧して承認や情報共有するものであるが、回覧の 印鑑がない。

設計業務委託に関しては、履行期限の延長のみを行っているとのことであった。 設計報告書を精査し、適正に設計されていることを確認した。

(4) 積算の根拠性について

積算は、営繕課内で実施している。

公表されている単価については、物価版など刊行物を参考にしており、適切である。それ以外 の単価については、3者から見積を徴取し、見積比較表を作成している。掛け率が固定されてい るものの、見積徴収業者へのヒアリングにより決定されているとのことであった。

見積単価への掛け率については、疑義が生じないよう慎重に判断する必要がある。

(5) 特記仕様書等の運用性について

特記仕様書は、設計図面に必要な設計者の意図が記載されており、適切である。

(6) 工事契約の合規性について

工事の発注は制限付一般競争入札であり、3者が応札して適正に選定されている。 契約関係書類が、正しく整備されていることを確認した。

(7) 工事監理の適切性について

①施工計画書について

全体施工計画書、工種別施工計画書が作成されていることを確認した。適切である。

②工事管理について

「工事打合せ簿」を適切に運用している。

「確認・立会願い」を運用して段階確認が実施されている。

中間検査を実施しているが、その分の工事管理記録は電子データ上で管理され、紙出力していないが、それで問題はない。

工事管理記録(施工体制台帳・施工計画書等)が整備されていることを、この監査会場で確認した。工事写真は、工事現場において電子データにて管理している。

建築工事で、アスベスト処分の記録が見当たらなかった。マニフェスト伝票は、工事途中で あるため、確認したのち集計せずに保管していたが、集計して保管しておくことが望まれる。

アスベスト処分に当たっては、施工体制台帳にて下請契約の確認、施工計画書の確認、工事 写真の管理確認を行っていることを確認した。

③下請管理について

施工体制台帳等の下請管理記録が、整備されていることを確認した。

④工事監理について

工事監理は営繕課の直営である。コスト縮減のよい方法と評価できる。 段階検査等の工事監理記録が、整備されていることを、この監査会場で確認した。

⑤担当課による監理・監督について

工事関係書類の編冊方法などは、営繕課内で標準化しているが、工事内容等により書類の量に差があることから、通常は、分冊して管理している。また、工事関係の書類は、現場に持ち出す可能性があるため、契約関係の書類や非公表の情報が含まれる設計書等は、工事完成検査時以降でなければ、工事関係の書類と一体で保管しないこととしているとの説明であった。それで問題ないと考える。

「工事打合せ簿」を活用して、現場の変化や関係者の意見を課内に集め、それを内部で検討 し速やかに変更を指示している。よいコミュニケーションが図られた結果、よい仕事ができる というサイクルが回っている。

(8) 工事の安全性確保について

安全管理記録は、工事受注者が整備し現場に備えることとしており、監査当日は、工事現場事 務所にて管理していることを確認した。

現場では、作業区域に生徒の立ち入りを禁止する「立入禁止対策」が、一部の区域において十分とはいえなかった。

下の写真を見ると作業区域を示すためにセーフティーコーンを置いているが、これでは生徒の 立ち入りが可能である。バリケード式フェンスで囲って、簡単な鍵を付ければ、立ち入ることが できなくなる。



2 営工第7号 第一中学校トイレ改修電気設備工事

(1) 工事の概要

①工事内容

第一中学校のトイレ改修に係る工事のうち、電気設備工事を行うもの。 (棟番号、位置については1の工事と同じ) ②設計 1の工事と同じ

③工事監理 直営

④契約年月日 令和4年5月31日

(2) 事業の必然性について

この電気設備工事は、1の工事に付随した工事のため、事業の必然性は建築工事と同じである。「①事業の必然性」は確保されている。

(3) 設計の合理性について

設計は、照明器具のLED化や照明の点灯を人感センサー式に変更することで省エネや感染症対策について配慮するなど、トイレ改修の目的を達成しており、「②設計の合理性」は確保されている。

(4) 積算の根拠性について

積算は、営繕課内で実施している。

公表されている単価については、物価版など刊行物を参考にしており、適切である。それ以外 の単価についての低減率は製品区分によって変更している。

積算は、積算基準に準拠して行われ適正な内容であり、「③積算の根拠性」は確保されている。

(5) 特記仕様書の運用性について

特記仕様書は、設計者の意図を施工者に伝達しており、適正な内容であり、「④特記仕様書の 運用性」は確保されている。

(6) 工事契約の合規性について

入札は、指名競争入札で10者を指名している。設計金額に対する落札金額の割合は、97. 99%である。

また、当工事は、他関連工事と並行して行われ、「⑤工事契約の合規性」は確保されている。

(7) 工事監理の適切性について

工事監理は、他関連工事と並行して行われており、「⑥工事監理の適切性」は確保されている。

(8) 工事の安全性確保について

安全管理記録は、工事受注者が整備し現場に備えることとしており、監査当日は、工事現場事 務所にて管理していることを確認した。

現場では、作業区域に生徒の立ち入りを禁止する「立入禁止対策」が、一部の区域において十分とはいえなかった。

作業区域を示すためにセーフティーコーンを置いているが、これでは生徒の立ち入りが可能である。バリケード式フェンスで囲って、簡単な鍵を付ければ、立ち入ることができなくなる。

- 3 営工第8号 第一中学校トイレ改修機械設備工事
- (1) 工事の概要
- ①工事内容

第一中学校のトイレ改修に係る工事のうち、機械設備工事を行うもの。 (棟番号、位置については1の工事と同じ)

②設計 1の工事と同じ

③工事監理

直営

④契約年月日 令和4年6月6日

(2) 事業の必然性について

この機械設備工事は、1の工事に付随した工事のため、事業の必然性は建築工事と同じであ る。「①事業の必然性」は確保されている。

(3) 設計の合理性について

設計は、便器の洋式化を行うとともに節水型の器具を採用し、また、洗面器の水栓は自動水栓 を採用することで感染症対策にも配慮するなどトイレ改修の目的を達成しており、「②設計の合 理性」は確保されている。

(4) 積算の根拠性について

積算は、営繕課内で実施している。

公表されている単価については、物価版など刊行物を参考にしており、適切である。それ以外 の単価についての低減率は製品区分によって変更している。

積算は、積算基準に準拠して行われ適正な内容であり、「③積算の根拠性」は確保されてい る。

(5) 特記仕様書の運用性について

特記仕様書は、設計者の意図を施工者に伝達しており、適切な内容であり、「④特記仕様書の 運用性」は確保されている。

(6) 工事契約の合規性について

入札は、制限付一般競争入札で実施され、3者が応札している。設計金額に対する落札金額の 割合は、99.64%である。

また、当工事は、他関連工事と並行して行われ適正な内容であり、「⑤工事契約の合規性」は 確保されている。

(7) 工事監理の適切性について

工事監理は、他関連工事と並行して行われており、「⑥工事監理の適切性」は確保されてい る。

(8) 工事の安全性確保

安全管理記録は、工事受注者が整備し現場に備えることとしており、監査当日は、工事現場事 務所にて管理していることを確認した。

現場では、作業区域に生徒の立ち入りを禁止する「立入禁止対策」が、一部の区域において十 分とはいえなかった。

作業区域を示すためにセーフティーコーンを置いているが、これでは生徒の立ち入りが可能で ある。バリケード式フェンスで囲って、簡単な鍵を付ければ、立ち入ることができなくなる。

4 営工第3号 植柳小学校トイレ改修建築工事





(1) 工事の概要

①工事内容

植柳小学校のトイレ改修に係る工事のうち、建築工事を行うもの。

【新設】

· 2 2 棟 (教室棟)

:1階多目的トイレ

・28棟(管理・教室棟)

:1階多目的トイレ

【改修】

· 2 2 棟 (教室棟)

:1階・2階・3階児童用トイレ

・28棟(管理・教室棟) :1階職員用トイレ、 2階・3階児童用トイレ

②設 計

建築・設計舎アーキ・トレーブ

選定方法 : 指名競争入札

設計業務委託: 3,355,000円 (税込)

(電気設備工事、機械設備工事も包含)

③工事監理

直営

④契約年月日 令和4年6月6日

(2) 事業の必然性について

現在のトイレは設置後長い年月が経過しており、改修の要望が出されていたこともあり、改修を実施する。老朽化に伴うにおいの発生や配管等の詰まりなども発生している状況であることから、健康面・衛生面に加えて、バリアフリー化等の機能面において、トイレ環境の改善が求められている。そのため、トイレの洋式化や、給排水管類の改修及び内装の改修を行うものである。「①事業の必然性」は確保されている。

(3) 設計の合理性について

設計の内容では、次のことに留意している。①現在の児童数に対して必要な便器数を算定し、 和式便器をすべて洋式化する。②棟内床を湿式から乾式に変更する等抗菌効果を高め、感染症対 策に配慮する。

設計協議簿が見当たらない。設計業務では設計者と発注者の協議に際して協議事項を記載し、 設計者の要望事項を記載し、発注者の回答などの協議内容を記録に残す必要がある。

打合せ記録簿があるが、書類は営繕課内で回覧して承認や情報共有するものであるが、回覧の 印鑑がない。

設計業務委託の成果品が、設計報告書との認識であるが、設計報告書を別途作成することが望ましい。

設計内容を精査し、適正に設計されていることを確認した。

(4) 積算の根拠性について

積算は、営繕課内で実施している。

公表されている単価については、物価版など刊行物を参考にしており、適切である。それ以外 の単価については、3者から見積を徴取し、見積比較表を作成している。掛け率が固定されてい るものの、見積徴収業者へのヒアリングにより決定されているとのことであった。

見積単価への掛け率については、疑義が生じないよう慎重に判断する必要がある。

(5) 特記仕様書等の運用性について

特記仕様書は、設計図面に必要な設計者の意図が記載されており、「④特記仕様書の運用性」は確保されている。

(6) 工事契約の合規性について

工事の発注は制限付一般競争入札であり、3者が応札して適正に選定されている。 契約関係書類が、正しく整備されていることを確認した。

(7) 工事監理の適切性について

①施工計画書について

全体施工計画書、工種別施工計画書が作成されていることを確認した。

②工事管理について

「工事打合せ簿」を適切に運用している。

「確認・立会願い」を運用して、段階確認が実施されている。

③下請管理について

施工体制台帳等の下請管理記録が、整備されていることを確認した。

④工事監理について

工事監理は営繕課の直営である。コスト縮減のよい方法と評価できる。 段階検査等の工事監理記録が整備されていることを、この監査会場で確認した。

⑤担当課による監理・監督について

工事関係書類の編冊方法などは、営繕課内で標準化しているが、工事内容等により書類の量に差があることから、通常は、分冊して管理している。また、工事関係の書類は、現場に持ち出す可能性があるため、契約関係の書類や非公表の情報が含まれる設計書等は、工事完成検査時以降でなければ、工事関係の書類と一体で保管しないこととしているとの説明であった。それで問題ないと考える。

「工事打合せ簿」を活用しており、現場の変化や関係者の意見を課内に集め、それを内部で 検討し速やかに変更を指示している。よいコミュニケーションが図られた結果、よい仕事がで きるというサイクルが回っている。

(8) 工事の安全性確保について

安全管理記録は、工事受注者が整備し現場に備えることとしており、監査当日は、工事現場事 務所にて管理していることを確認した。

現場では、安全管理が適切であることを確認した。

- 5 営工第4号 植柳小学校トイレ改修電気設備工事
- (1) 工事の概要
- ①工事内容

植柳小学校のトイレ改修に係る工事のうち、電気設備工事を行うもの。 (棟番号、位置については4の工事と同じ)

- ②設計 4の工事と同じ
- ③工事監理 直営
- ④契約年月日 令和4年6月3日

(2) 事業の必然性について

この電気設備工事は、4の工事に付随した工事のため、事業の必然性は建築工事と同じである。「①事業の必然性」は確保されている。

(3) 設計の合理性について

設計は、照明器具のLED化や照明の点灯を人感センサー式に変更することで省エネや感染症対策について配慮するなど、トイレ改修の目的を達成しており、「②設計の合理性」は確保されている。

(4) 積算の根拠性について

積算は、営繕課内で実施している。

公表されている単価については、物価版など刊行物を参考にしており、適切である。それ以外 の単価についての低減率は製品区分によって変更している。

積算は、積算基準に準拠して行われ適正な内容であり、「③積算の根拠性」は確保されている。

(5) 特記仕様書の運用性

特記仕様書は、設計図面に必要な設計者の意図が記載されており、「④特記仕様書の運用性」は確保されている。

(6) 工事契約の合規性について

入札は、指名競争入札で10者を指名している。設計金額に対する落札金額の割合は、97.61%である。

また、当工事は、他関連工事と並行して行われ適正な内容であり、「⑤工事契約の合規性」は確保されている。

(7) 工事監理の適切性について

工事監理は、他関連工事と並行して行われており、「⑥工事監理の適切性」は確保されている。

(8) 工事の安全性確保について

他関連工事と並行して行われ適正な内容であり、「⑦工事の安全性確保」は、確保されている。

6 営工第5号 植柳小学校トイレ改修機械設備工事

(1) 工事の概要

①工事内容

植柳小学校のトイレ改修に係る工事のうち、機械設備工事を行うもの。 (棟番号、位置については、4の工事と同じ)

②設計 4の工事と同じ

③工事監理 直営

④契約年月日 令和4年6月7日

(2) 事業の必然性について

この機械設備工事は、4の工事に付随した工事のため、事業の必然性は建築工事と同じである。「①事業の必然性」は確保されている。

(3) 設計の合理性について

設計は、便器の洋式化を行うとともに節水型の器具を採用し、また、洗面器の水栓は自動水栓を採用することで感染症対策にも配慮するなどトイレ改修の目的を達成しており、「②設計の合理性」は確保されている。

(4) 積算の根拠性について

積算は、営繕課内で実施している。

公表されている単価については、物価版など刊行物を参考にしており、適切である。それ以外 の単価についての低減率は製品区分によって変更している。

積算は、積算基準に準拠して行われ適正な内容であり、「③積算の根拠性」は確保されている。

(5) 特記仕様書の運用性について

特記仕様書は、設計者の意図を施工者に伝達しており、適正な内容であり、「④特記仕様書の 運用性」は確保されている。

(6) 工事契約の合規性について

入札は、制限付一般競争入札で実施され、3者が応札している。設計金額に対する落札金額の 割合は、98.50%である。

また、当工事は、他関連工事と並行して行われ適正な内容であり、「⑤工事契約の合規性」は確保されている。

(7) 工事監理の適切性について

工事監理は、他関連工事と並行して行われおり、「⑥工事監理の適切性」は確保されている。

(8) 工事の安全性確保について

他関連工事と並行して行われ適正な内容であり、「⑦工事の安全性確保」は、確保されている。

以上